

○島本町環境保全審議会規則

平成24年12月21日

規則第52号

改正 平成26年3月31日規則第6号

令和2年9月11日規則第26号

島本町環境保全審議会設置規則（平成15年9月26日島本町規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、島本町執行機関の附属機関に関する条例（平成24年島本町条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、島本町環境保全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数及び構成は、条例別表に掲げるとおりとし、構成する委員の具体的な人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 学識経験を有する者 4人以内
- （2） 関係行政機関の職員 1人以内
- （3） 関係団体が推薦する者 6人以内
- （4） 住民 3人以内

（令2規則26・一部改正）

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者に対して会議への出席、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市創造部環境課において処理する。

(平26規則6・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 条例の施行後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、同項本文に規定する期間の範囲内で町長が別に定める。

(会議招集の特例)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、会長が選出されていない場合にあつては、町長が会議を招集する。

附 則 (平成26年3月31日規則第6号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月11日規則第26号)

この規則は、令和3年1月4日から施行する。